

2 1 消 安 第 6 5 8 号
 2 1 生 畜 第 2 2 3 号
 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日
 消費・安全局 農産安全管理課長
 畜水産安全管理課長
 生産局 農業生産支援課長
 畜産部畜産振興課長

改正平成 22 年 9 月 7 日	22 消安第 5109 号	22 生畜第 1165 号
改正平成 23 年 11 月 17 日	23 消安第 4124 号	23 生畜第 1825 号
改正平成 24 年 12 月 7 日	24 消安第 4222 号	24 生畜第 1700 号
改正平成 25 年 7 月 1 日	25 消安第 1579 号	25 生畜第 490 号
改正平成 25 年 10 月 30 日	25 消安第 3567 号	25 生産第 2254 号
改正平成 25 年 10 月 30 日	25 生産第 2254 号	25 生畜第 1320 号
改正平成 28 年 8 月 8 日	28 消安第 2005 号	28 生畜第 591 号
改正平成 28 年 8 月 8 日	28 生畜第 591 号	28 政統第 678 号
改正平成 29 年 12 月 1 日	29 消安第 4264 号	29 生畜第 789 号
改正平成 29 年 12 月 1 日	29 生畜第 789 号	29 政統第 1223 号
改正平成 30 年 12 月 19 日	30 消安第 4498 号	30 生畜第 1181 号
改正平成 30 年 12 月 19 日	30 生畜第 1181 号	30 政統第 1462 号
改正令和 2 年 1 月 21 日	元消安第 4447 号	元生畜第 1505 号
改正令和 2 年 1 月 21 日	元生畜第 1505 号	元政統第 1513 号
改正令和 3 年 1 月 14 日	2 消安第 4418 号	2 生畜第 1671 号
改正令和 3 年 1 月 14 日	2 生畜第 1671 号	2 政統第 1769 号
改正令和 4 年 12 月 22 日	4 消安第 5108 号	4 畜産第 2048 号
改正令和 4 年 12 月 22 日	4 畜産第 2048 号	4 農産第 3058 号
最終改正令和 6 年 2 月 20 日	5 消安第 6726 号	5 畜産第 2443 号
最終改正令和 6 年 2 月 20 日	5 畜産第 2443 号	5 農産第 4251 号

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の 3 に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記 1 及び 2 のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

- 1 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
- 2 粳米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
- 3 ただし、以下の農薬の成分については、上記 1 及び 2 の低減対策を要しない。
 燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンプロックス、オキシロニック酸、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、スルホキサフロル、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフェノジド、テブフロキン、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロパニル、プロベナゾール、フロル

ピラウキシフェンベンジル、ペノキススラム、ベンズピリモキサン、マラソン（マラチオン）、メタミホップ、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

○殺虫剤

磷酸第二鉄粒剤
BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
イミダクロプリド水和剤
イミダクロプリド粒剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
エトフェンプロックス水和剤
エトフェンプロックス乳剤
エトフェンプロックス粉剤
エトフェンプロックスマイクロカプセル剤
エトフェンプロックス油剤
エトフェンプロックス粒剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン乳剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
ジノテフラン液剤
ジノテフラン剤
ジノテフラン水溶剤
ジノテフラン粉剤
ジノテフラン粒剤
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
ジノテフラン・ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
スルホキサフロル水和剤
スルホキサフロル粉剤
テブフェノジド水和剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
フルピリミン水和剤
ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤

イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
シメコナゾール粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
テブフロキン水和剤
テブフロキン粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・テブフロキン水和剤
エチプロール・テブフロキン粉剤
エチプロール・メトミノストロビン剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤
エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・テブフロキン粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
テブフェノジド・ブプロフェジン・フルトラニル水和剤（エアー）
テブフェノジド・ベンズピリモキサン・フルトラニル水和剤（エアー）
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル・フロルピラウキシフェンベンジル乳剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
プロパニル乳剤
フロルピラウキシフェンベンジル乳剤
ペノキススラム水和剤
メタミホップ粒剤
メタミホップ乳剤

（令和6年1月1日現在）